教私第１２６２号

令和５年５月２日

府内私立専修学校（専門課程、一般課程）設置者、校長　様

府内私立各種学校（外国人学校を除く）設置者、校長　様

大阪府教育庁私学課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う対応について

日ごろから、本府私学行政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和５年４月２７日、国において、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、５月８日から５類感染症に位置づけられることが決定されました。

これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても廃止されます。また、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置も終了されることとなりました。

このような状況を踏まえ、大阪府では４月28日、第88回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、５月８日に、大阪府新型コロナウイルス対策本部を廃止するとともに、府民及び事業者等への要請を終了し、感染防止認証ゴールドステッカー制度や感染防止宣言ステッカー制度、イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」を廃止することを決定しましたので、お知らせします。

記

【添付文書】

・別添資料１　大阪府新型コロナウイルス対策本部の廃止及び要請の終了等について

・別添資料２　第88回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議　結果概要

（ご参考）

　　対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/88kaigi.html>

【本要請内容についての問い合わせ先】

大阪府危機管理室災害対策課 健康危機事象対策チーム

（06-6941-0351 内線4955、4947）

【本文書の発出元】

大阪府教育庁私学課 総務・専各振興グループ

岸良、児玉（06-6941-0351 内線4862）